

持続可能な調達ワーキンググループ（第10回）

議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成28年10月24日 月曜日 10:00～12:10

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

（事務局）最初に本日分を含めてパブコメまでの調達WGの予定をお示ししたい。その後、食材の基準の適用対象について御説明したい。さらに、農産物と畜産物それぞれ時間を取って、以前お示したたたき台の改訂版を見ていただく。なお、本日本産の特別委員の多くがご都合つかず出席できないということで、水産物の議論は次回に行うこととする。

2. 今後のスケジュールについて

（事務局）パブコメまでのWGとしては、今回含め3回を予定。次回は31日の午前で、パブコメ前最後のWGは、まだ確定ではないが、11月14日午前を予定。ここで共通事項と食材の調達基準の両方についてパブコメにかける案を御議論いただき、それを踏まえて11月下旬から12月中旬にかけて2週間程度のパブコメにかけることとしたい。事務局からの委員の皆様へのお願いとしては、パブコメに向けてとりまとめの段階に入っているということをご理解いただき、パブコメ案を今申し上げたスケジュールで固めていくためにご協力をお願いしたい。

（秋月）今の説明に対して御質問があればお願いしたい。

（土井）パブリックコメントにかけるまで共通事項の修正案について、あまり議論する時間がないと思った。修正の提案があれば、14日までに出せばよいのか。それとももっと早めに提出した方がよいか。

（事務局）共通事項について今までいただいた意見は反映できるか検討しているところだが、追加の意見があれば、今週中にもらえると助かる。また、31日のWGでは労働関係のヒアリングも予定しているので、それを踏まえて意見をもらえればと思う。

3. 農・畜・水産物の調達基準の適用対象について

（事務局）調達基準の適用対象については、以前のWGで加工品の扱いなどについて御質問・御意見があったので、農・畜・水産物共通の話として考え方を改めて御説明したい。資料2のフロー図に食材の流れを示しているが、調達基準の対象としては、生鮮食品も加工食品もカバーするものであり、輸入の生鮮食品や加工食品も対象である。なお、このフロー図はかなり単純化している。特に加工食品は原料も多岐にわたり、

多くの事業者を経由するなど実際はもっと複雑である。また、様々な国の料理を出すためには全て国産とはいかず、日本にないコーヒーやバナナなどの食材を中心に輸入品を調達する必要があるので、図に輸入品も入れている。資料 3-1 等では、生鮮食品と加工食品の両方をカバーしていることがわかるように、対象製品の部分の書き振りを修正している。なお、加工食品もできるだけ基準を満たした原材料が使われるようにしたいと考えているが、加工食品については生鮮食品と異なり、様々な産地の生鮮食品を一括の原材料として製造され、そのうちの一部が調達されることとなるため、基準の適用には一定の限度があると考えている。その点は御理解いただけていると思う。

(河野) 一般の国民からの観点で今回示された適用対象と今後のスケジュールに対して意見を述べたい。今年中にパブリックコメントがかかるという話だった。まずオリンピックにはゴールがあってその期限は動かしがたいことは共通理解の必要がある。さらに農畜水産物の中でも特に農畜産物の生産については、工業製品とは異なり一定程度の時間がかかる。農産物は年に1度、畜産物については、牛の飼育であればそれ以上の時間がかかる。そのため、今回の基準の検討はそうした時間軸を念頭にロードマップを明らかにして、国内の生産者、海外の調達者が準備をするのに余裕を持って取り組めるようにする必要があると考える。第三者にきちんと説明ができる基準を置いて、それをもとに調達することが大事である。私が参加していなかった当初のWGにおいて、国際的、国内的な基準に関する情報は広く提供されていると思う。そういった情報を早期に整理をして、年に1度しか収穫がないものに対して、どれだけ十分な準備の時間がとれるかということをお皆さんで共通理解にしてもらいたい。対象に加工品が入った意図について。ケータリング業者のメニューを考えると生鮮品だけですべて賄うということは、労力的にもコスト的にも困難だと考える。ただし、提供する食材についてはそれなりの基準に準拠した形で調達することが重要だと思うので、加工品に対して目安を示すことは賛同する。輸入品については、日本でのおもてなしの観点から国産品で調達することも重要な視点だと思う。ただし、宗教的な問題や競技特性によってアスリート等へ提供する食材に限られる場合もあると思うので、オリンピックに参加する選手の食生活を最優先に検討する必要があるという担保も考えると、外国産でしか賄えない食材もあると思うので、そういった視点に配慮する必要がある。輸入品の基準についてもこれから方向性を示すと思うが、これについても早めに示すことが大事だと思う。

(秋月) この作業の時間軸、ロードマップと加工品に関する意見だった。急いでまとめなければいけない点については私自身も同感である。なるべく議論を進めたいと思う。

(近藤 (南波特別委員の代理)) 加工品、輸入品についても適用されるという考えは概ね納得できるものとする。特に国産と輸入を同様の条件で示されたことについて、HACCP などの高い認証については推奨ということとなるかと思うが、そうすると

調達も困難になると思う。輸入品については国産品と同等の持続可能性を示すということができるのであれば調達に努めるという形でよいと思う。

(秋月) 適用対象について概ね理解をいただいたと思う。

4. 農産物の調達基準の検討について

(事務局) 資料は3-1。これまでいただいた意見を踏まえて修正した。「安全・安心」のうち、「安心」は心・感覚の問題なので落としている。①～③とも、「日本の関係法令等に照らして適切な措置」で揃えているが、「適切な措置」のレベル感については、本調達基準を東京大会のレガシーとすべく、法令遵守以上の高い水準としたいと考えている。具体的には、農水省が出している「GAP ガイドライン」を満たした上で、第三者による確認がなされているレベルを想定している。ガイドラインの内容については栗原特別委員から後ほど御説明いただきたいと考えている。なお、人権・労働の問題について、国内に存在する問題としては、下山委員から指摘もあった外国人研修生に限定されると考えている。外国人技能実習生の問題については、先般の法務省・厚労省からのヒアリングの中で、監理団体と受入側の双方をチェックする制度が創設される予定とのことであるため、不適切な農畜水産業者はそちらの仕組みで排除されるものと考えている。その他の長時間労働などの人権労働についても調達コードの共通事項の中でカバーしていくこととしたい。なお、これまで出た御意見のうち、長時間労働や強制労働の話は海外の問題を念頭にご指摘いただいております、即ち輸入品で注意すべき点と理解している。この関係で申し上げますと、輸入品もこの調達基準の対象であるものの、国産品と全く同じ取扱いとすることが難しいことも考えられるため、そうした場合の扱い方を検討したいと考えている。具体的には、要件と同一でなくても持続可能性について何らかの配慮がされ、トレーサビリティのあるものを優先すること、例えばフェアトレードの取組によるものを活用するようなことも考えており、それによって労働搾取的な生産によるものを調達するリスクを抑えられないかと考えている。また、土井委員から2つのILO条約、2001年の農業における安全健康条約、1958年の農園条約の遵守を要件としてはどうかというご意見をいただいている。これについては、両条約とも批准国が少なく、日本はいずれも未批准である。このため、両条約に対する担保措置がないことから要件とすることは難しいと考えている。なお、国内の労働安全については、労働関係法令等において規定されており、調達基準の要件にも、労働安全に係る法令等の遵守を位置づけることとしている。ただし、農園条約で対象となっているコーヒー等の作物に対しては、先ほども申し上げたとおり、フェアトレードの認証を受けたものを優先するなどの対応を検討し、御意見の趣旨を反映できないかと考えているところ。資料4-1については、今回の要件の案の①から③に対して、J-GAPなどの認証制度がどのように対応しているか、以前ヒアリングして得られた情報を元に表に整理したもの。木材のときと同様に、国産品については優先

的に選択するよう努めることとしてはどうかとしている。理由としては、国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的機能の発揮のほか、輸送距離の短さによる環境負荷軽減の効果を挙げている。日本の農畜水産物の良さを世界にアピールし、国内農畜水産物の振興を東京大会のレガシーの一つとするため、国産品の積極的活用は、他の推奨事項より重要度が高いと考えられるため、「推奨」ではなく「優先」という表現としている。また、アスピレーションなものとして、供給力や価格の面で制約はあるものの、環境配慮等がより進んだ取組によって生産されたものとして、有機農産物を推奨することとしてはどうかと考えている。今後の基準のでき上がりのイメージを共有しておく、参考にお配りしている木材の基準と同じような構成を考えている。たたき台で示しているのは木材という1の対象、2の要件、5の優先に相当する内容。あとはこれに要件の水準やそれを満たしていることの確認の方法を、認証の活用なども含め、足していくことになる。なお、木材のときと同様に、たたき台で具体的な内容の例として書いているような細かい中身は基準の本文には書かず、別に示すことを考えている。農産物で言えばGAPのガイドラインを参照すべきものとして示すことになるかもしれない。続けて、栗原特別委員から、GAPガイドラインについて御説明いただく。

栗原特別委員より資料 5-1 に基づき GAP のガイドライン及び第三者による確認の仕組みについて説明

(事務局) 中嶋委員に前回のWGで質問のあった点について、補足説明をお願いします。

(中嶋) 御質問があったのは、9月30日付の資料の中での「生産者の人権・健康への配慮」がどこに該当しているかということだと認識している。4から6ページ目に原則に具体的な項目があり、ここに溶け込んでいる。例えば原則3では作物の1項目の公平な土地・水の利用権が広い意味で該当する。その他、作物ではないが、森林の項目の共同体や女性グループなど、地域の利害関係者の関与の促進や、養殖では性差を考慮した養殖業認定制度、漁業での男女平等の向上などが該当する。原則5では共同体を1つの枠組みとして人々の人権を守るという考えに基づく項目がある。IFPRIの文書ではフードシステムがSDGsにどのように貢献するかについて記述があった。その中で、小規模生産者への支援について項目立てされていたので紹介した。

(秋月) 今までの説明について御意見・御質問があればお願いしたい。

(東梅(小西委員の代理)) 栗原委員から説明があった方向性は私も大事だと感じた。高い水準で達成すること、そして拡大していくということ。レガシーは今あるものを追認するだけでなく、必要とされるけど実現できるものを示した上で色々な人と協同しながら拡大していくことも大事だと思う。5県の取組が2020年までに拡大していくことが見えることが、このワーキングで検討すべき内容だと感じた。3点質問がある。

1 点目は GLOBALG. A. P、JGAP、都道府県の第三者認証を経た GAP についてトレーサビリティは確保されているか。2 点目はどのような審査をしたのかといった公開性、どの程度第三者に開示されるかというトランスペアレンシーがあるかを確認したい。3 点目は仮に第三者を介したとしても仮に認証を受けた農場に問題の疑いがあった場合、苦情処理といったメカニズムはあるのか。

(栗原) トレーサビリティについて。国内で GAP を取っているものはまったく問題ないと考ええる。2 点目の公開性について。県がどんな確認をして県がどんな GAP を作ったかということは確認できると思う。ただし、GLOBALG. A. P も JGAP も同様だが、一つひとつの審査の中身に関しては公開することは行われていないと思う。理由の一つとして GAP は個人の取組に対する審査であることから、公開することで個人の経営状況が明らかになってしまうという問題がある。また、もし認証が取れなかった場合、公開されることで販売先の信頼を損ねてしまう問題もある。ただし、GLOBALG. A. P や JGAP においては、製品プロセス及びサービス認証を行う機関に対する要求事項を規定した国際規格である ISO17065 の認定を受けていることが要件になっている。この認証を持っているということで審査のプロセスはしっかりしていることが担保されていると理解している。苦情処理について。各県の取組によって差があると思う。いずれ日本中に広めていく中ではこういった問い合わせに対する対応はできないといけないので、そういった仕組みも考えていかなければいけないと思う。今の先進 5 県についてどういう体制を取っているかについては、確認が取れていないので明確な回答はできないことはご了承いただきたい。

(鬼武) フードセーフティの観点で具体的な内容の例が農薬の適正な散布や水源の安全性、作業者の衛生的な管理、収穫後の汚染防止対策と書いてある。また、資料 5-1 についても法令では農薬取締法や食品衛生法。必須取組の中で Codex の生鮮果実・野菜衛生実施規範等が書いてある。パブリックコメントを見た時、普通の人はこの内容を見て何を達成しなければいけないかわからないと思う。Codex の生鮮果実・野菜衛生実施規範では汚染物質はあってはいけないということで、最大残留基準値を守ること、2 つ目は重金属の汚染がないこと、3 つ目としてカビ毒の汚染がないこと、とはっきり書いてある。こういったことを具体的に書いた方がよいと思った。ただし、畜産物や水産物もあるので一概にこの書き方がよいとは言えないが、フードセーフティから考えると、法律の遵守のみであれば今の書き方でよいと思うが、それ以外の取組があるのであれば、これによって何が達成されるかが書いてないとわかりにくいのではと思う。推奨基準について、資料で特別栽培農産物もあったがこの取扱いをどうするかを確認したい。

(事務局) 何をやればよいのか、達成すればよいのかといった示し方については検討したいと思う。推奨基準について、今日示したものは有機農産物であるが、それ以外のものについても、委員の中でアイデアがあれば出していただきたい。

(加藤) 栗原委員の説明に関連するが、JA グループも食品安全は最重点課題として農薬の適正使用等に取り組んでおり、そのほか、土壌診断やその結果に基づく地域の有機資源の活用など環境への取組、また、農業機械の適正使用といった労働安全にも積極的に取り組んできた。第三者の確認が話題になっているが、JA グループでも一つひとつの取組については積極的に進めてきたが、農薬使用記録の確認を除けば、第三者の確認、認証の考え方はあまり普及していない。今後、2割の生産者が8割の生産を担う時代が来ると言われており、つまり経営の大規模化、法人化がすすむことが想定される。農産物の持続可能性だけでなく、法人の経営の持続という観点からも、GAPの取組や第三者の確認、認証、また、それらを踏まえた改善活動が一層重要になってくると思われ、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

(下山) 特別栽培農産物について。それぞれの県の慣行栽培の基準が厳しいところと緩やかなところがあるので、基準として定めるのは難しいと思う。資料5-1の必須取組の環境保全の項目の中で「農薬を使用する者が遵守すべき基準」「住宅地等における農薬使用について」などあるが、これは同じ欄の「環境と調和の農業生産活動規範」にも含まれると思う。また、これらについては取組ができているかと問われても、細かく説明しないと一般の国民はわからないと思う。その他、これらの必須取組には法的な強制力がないので生産現場が取り組んでくれるかは難しいのではないかと感じた。

(河野) ガイドライン準拠 GAP について。全体の考え方として調達基準としてあるべき姿は、先ほど中嶋委員が示したような理想像が包括的に適用されることが重要というのはその通りだと思う。また、国産標準化も重要であるし、また調達基準は国内外の誰に対しても客観的に説明できるものでなければいけないと思う。その中で私自身一国民として感じることは国内の様々な現状のルールがガラパゴス化していると感じる。そして今まで国内であれば問題にならなかったのが、いざ国際標準と照らし合わせると、適合していないという状況が様々な分野で起きていると実感している。例えば食品衛生管理では国が HACCP を義務化しようと進めている。日本の食品衛生管理が他国に遅れているとは思わないが、第三者に説明する場合に HACCP などを導入していないと、それぞれ独自で設定したルールでしか説明できなくなってしまう。また、国内で HACCP を義務化していないため、諸外国に対して HACCP 義務化を要求することもできない現状がある。日本国内では大きな問題がなかったため遅れてしまったと思う。今回示されたガイドライン準拠 GAP の基準を設けること、国内の農業者が大きな目標に向かって努力すること、またそのために今回の東京オリンピック・パラリンピックがこの基準を採用し、一つの契機としてこうした取組が進むのであればとても意味があることだと思う。このガイドライン準拠 GAP がまだ初期段階ということで採用しないということにはならないと思う。ただし、ガイドライン準拠 GAP の制度設計については、認証の価値が落ちないようにしっかり設計してほしいと思う。これからしっかり制度設計をし、PDCA サイクルを回し、認証を取った後もより良い形に生産を引き上げて

いくような仕組みになるのであれば、今回のような仕組みを入れて調達の間口を広げることは重要なことだと思う。まず間口は多く広げて国内の生産者が努力できるような条件を整えるということも観点として必要なことだと思う。

(栗原) 河野委員の指摘についてそのとおりだと思う。また、下山委員の言うとおり GAP ガイドラインの中で法令は強制力があるが、必須取組は必ずしも強制力が伴わない。ただ、今回オリンピックの調達基準を一つの契機として、このガイドラインの取組を確認して調達ということになれば、この必須取組もやらなければ調達基準を満たさないことになる。また、レガシーを考えると、これからの日本の農産物の流通について、こういったガイドラインに準拠したものが優先的に流通されるという流れに向けて、進んでいくことが必要なことだと思っている。まだほとんど普及していないからやらないという訳ではなく、きちっと守ってやっていくということを国中に広く伝えていくということが重要だと考える。特別栽培農産物について肯定も否定もする立場ではないが、外国では慣行防除回数という考え方がないことから理解されにくいと思う。下山委員も言っていたが県や地域、作物によって防除回数が違ったりするので、あいまいな仕組みではあると思う。他方、特別栽培という考え方は、環境負荷をより低くしようという思想の背景があるので、そのことを否定したいとは思わない。ただし、取組のレベルに差があること、確認の手段も県によって異なるのでその部分をどう考えるかだと思う。義務的基準であれば難しいが、アスピレーション基準と考えるならば委員の皆さんの議論によるところだと思う。

(中嶋) GAP のガイドラインについて。このガイドラインの策定時は GAP の取組が混乱していた中で、国際的な動向を参照しながらあるべき姿を国として示したという経緯がある。その時の検討も慎重であり、その後の GAP のあり方を示す大事な文書だと理解している。ただこれがなかなか普及していないことが現在の問題なので、かなり高いレベルだと思うがオリンピックのレガシーとしてこれを普及させることが重要なポイントではないかと思う。資料 5-1 のポンチ絵にもあるが GAP のガイドラインを含む形で GLOBALG. A. P や JGAP がある。内側にあるから劣っているわけではなく、必要にして十分な要素が示されていると思う。人権の部分については、追加しないといけない部分があるかもしれないが、持続可能性の要件として大事な項目はきちんと定められていると理解する。それをどう認証していくかという問題は確かにある。その中で県をどのように巻き込むかということが図で示されていた。他の国と比べて日本の県という仕組みが特殊で、そこにはかなりの能力も権限もあるので、この後東京オリンピック・パラリンピックが行われるまでにはかなり充実できるのではないかと考えている。その他推奨項目についてだが、項目として農福連携という取組をぜひ検討してほしい。障がい者や高齢者が農業に携わって生産される農産物があり、パラリンピックを開催する観点からも日本の良い取組事例として紹介できると思う。また、トキ米やコウノトリ米といった絶滅が危惧されている生物を保全するために農業を活用する

取組がある。こういった環境保全型の農業が取り入れられればと思う。その他、景観形成の部分で棚田米がこの部分に含められれば日本の独自の取組として世界にアピールできると思う。GIAHS という世界農業遺産という仕組みの中で認定されている地域もあるが、地域も限定され、それ以外にもたくさんの棚田があるので、そういった仕組みをうまく利用しながら棚田として認定できればよいと思う。

(土井) 人権問題について苦情処理でしっかり対応できるようなシステムを作りたいと言っていた点については心強く感じ、ロンドンの事例を見ても海外の人権事案が苦情処理として挙がっていたのでしっかり作るべきだと思う。また、長時間労働が共通基準の中で対応できるのではないかという話について、現状の基準案では日本の法令遵守となっていたと思う。日本の労働基準法では農業・畜産・水産における長時間労働の規制からは対象が除外されているので、共通基準の書き方を変える必要があると思う。また、中嶋委員に補足の説明があったが、そもそもの経緯としては、国際文書と照らし合わせて、今現状の基準が国際的基準を満たした内容になっているか、ないとなればどこなのか、ということが目的だったと思う。

(事務局) 人権については共通の基準で見えていくが、長時間労働について労働基準法では農業は適用対象外になっているようなので、その部分についてカバーできるように基準の書き振りを検討したい。

(中嶋) 国産品については農家の方の人権配慮についても問題ないと考えて、土井委員もそう感じていると思う。また、輸入品については、フェアトレードといった基準を使うことで対応できると判断している。

5. 畜産物の調達基準の検討について

(事務局) 基本的な考え方は農産物と同様。「日本の関係法令等に照らして」としているが、レベル感としては東京大会のレガシーとすべく法令遵守以上の高い水準としたいと考えている。アニマルウェルフェアについては、国際的に認められた OIE 指針を参考にして作成した「飼養管理指針等に照らして」適切な水準を定めることとしている。なお、具体的なレベルとしては、農水省から前回ご紹介のあった GAP 取得チャレンジシステムの中でガイドラインのようなものを作られるとお聞きしたので、それに沿ったものとしてはどうかと考えている。チャレンジシステムの内容及びその水準について後ほど藁田特別委員からご説明いただき、それを受けて検討したい。国産畜産物の優先選択については農産物と同様。推奨する取り組みとしては、有機のほか、農場 HACCP のもとで生産された畜産物とエコフィードを用いた畜産物を挙げている。続けて、藁田特別委員から GAP 取得チャレンジシステムについて御説明いただく。

藁田特別委員より資料 5-2 に沿って GAP 取得チャレンジシステムについて説明。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(鬼武) フードセーフティについて、農産物の時の意見と同様だが、具体的な内容例には、「動物用医薬品の適切な使用」と「安全な飼料の給与」としか書かれていない。最大残留基準値を守る、衛生的に作られているといった具体的な書き方がよいのではないか。畜産の場合は、人畜共通感染症の問題もあるので、まずは衛生的に作られているということが安全面では一番大事なのではないかと思う。前に意見を出したが、具体例の「動物用医薬品の適切な使用」の後ろに括弧書きで抗菌性物質の慎重使用を加えてはどうか。日本としても抗菌性物質の削減目標を決めたので、そういった内容を加えた方がよいと思った。Codex の表記が CODEX となっていたので変えた方がよいと感じた。

(東梅) 農産物と同様の質問になるが、トレーサビリティの点、審査の情報公開性の点、具体的な問題があった時の苦情システムについて、これから予定されている JGAP 畜産版または GAP 取得チャレンジシステムの時はどう検討されているかという点について教えてほしい。チャレンジシステムについて、頑張っていこうという人達が見える仕組みはよいと思う。水産業にも NGO ベースだが漁業改善プロジェクトといった同様の取組がある。先進的に取り組む人達が認められる仕組みは大事だと思う。その中でチャレンジシステムに挑戦している人たちの産物にはトレーサビリティはつくのか確認したい。

(藁田) 人畜共通の感染症の問題には、農水省としても気を遣って取り組んでいる。農場 HACCP は家畜の衛生だけでなく畜産物の食品安全性も考えた取組の一つである。抗菌性物質の慎重使用に関しても問題意識を持っており、数年前に指導通知を出すとともに実践的なマニュアルを作って示しながら取組を進めている。調達基準の中でどう位置付けるかは、今後の検討によるところだと思うが、一方、薬機法の下の一連の取組の中で位置づけることもできると考えられる。また、トレーサビリティについては、食品トレーサビリティの実践的なマニュアルがある。畜産物は人の健康を考えると非常に気を遣わないとならない産品のため、現在の畜産の流通に当たってはマニュアルに沿って、どこの農場で生産されてどこに流通されているかということがしっかり実践できていると考える。GAP 取得チャレンジシステムでもそういったチェック項目を設けて取り組むことが妥当かと考える。また、何か問題があった場合の対応としては、それに対して確認が取れる体制を今後考えていきたいと思う。

(土井) 組織委員会へのお願いで毎回のように言っている点。前回は枝廣氏がいて、今回も出席して欲しいとお願いした。アニマルウェルフェアについて持続可能性の側からの専門家である枝廣氏がいたため、違う立場の畜産の専門家が意見を闘わせる形となったので、内容的にも時間的にも有効な議論となった。そうした形を続けて欲しいとお願いした。また、前回は飼養管理指針を守るべきであるということはすべての立場の人が一致したと認識しているが、その執行の度合い及びそもそも飼養管理指針を守れ

ばそれで十分なのかについては時間がなく議論ができなかった。その二つの点から今日も枝廣氏がいた方がよいと言った。そういった専門家がいなかったらしっかりと議論ができない。畜産に限らず異なる立場の専門家もお呼びして、業界団体等との意見のやりとりがあると内容でも時間の面でも有効であると思う。

(事務局) 前はアニマルウェルフェアという議題をおいた中で専門性の高い話になるため、EUの実情に詳しい枝廣氏をお呼びしてご説明をお願いしたり、畜産技術協会よりプレゼンをしてもらったり、佐藤委員からコメントをもらったりした。事務局としては一定程度の議論もできたと理解しているし、これまで特別委員からご説明いただいたり、認証団体など様々な方から認証の背景や課題などの情報をご説明いただいたりし、必要な情報は相当程度インプットされていると思っている。色々な立場の方がよいということは理解できるが、今回はアニマルウェルフェアに特化した議論を予定していなかったためお呼びしていない。よほど専門性が高い議論が必要にならない限り、時間が限られた中で専門家によるヒアリングの時間等をとることができない事情はご理解いただきたい。

(土井) ヒアリングをもっとしてほしいという趣旨で言ったのではない。産業界の団体の方々などが専門家として毎回会議に出席して適宜意見をおっしゃっているが、それと同様に、常にこの場にいてもらい、適宜色々意見を言ってもらえることが重要だと思う。

(佐藤) 補足の情報だがアニマルウェルフェアの国際的な認証は現在 ISO が検討している。ヨーロッパは独自にプライベート認証を作っているが、それも含めて ISO が認証するというのを考えている。ヨーロッパのプライベート認証を ISO が認証するという事。基本的には ISO は OIE で作ったガイドラインを実行できているかという認証をしながらプライベート認証も認証していくことを考えていて、おそらく国際的な認証が ISO の認証でカバーされることになると思う。この基準には輸入品も対象になるので、輸入品に対しては今年 12 月に提示される ISO の認証システムを推奨基準として入れてもよいのではないかなと思う。国産品については、ISO のガイドラインに沿ってアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針を作り、その認証なりチャレンジなりを始めようとしているので、輸入品については ISO の認証を適用してもよいのではないかなと感じた。

(河野) 農産、畜産どちらにも関わることだが、最終的に個別基準に関わる事項を示した場合、国産品を優先的に選択するよう努めることとしている。一方現在の基準案を見ると、農産物も畜産物も今は仕組みとして確立していないが、この先これを目標に頑張るって基準とするという傾向が強いと感じた。この案を基準とした場合、国産品が優先的に選択されるかどうかということに不安がある。農産物も畜産物も工場生産品ではないため、まだ普及していないこの基準を採用して生産までの準備期間が足りるのか、またチャレンジシステムなどは事後チェックといった保証がないためこれを基準と

すべきか多少の不安がある。ただし、それを不安視してチャレンジシステムを対象外にすると、一番重要であるより多くの国産品のより多くの利用という点で幅が狭まってしまい悩ましいところでもある。ならば今回農林水産省が提案したガイドライン準拠 GAP と GAP 取得チャレンジシステムについては、丁寧に制度設計してもらい基準に採用してはどうか。それにあたり、この制度についてはこれから社会へ根付かせていくという覚悟を持って真剣にルール作りに取り組んでほしい。アニマルウェルフェアについては、一般国民から見ると十分な理解を得ている考え方ではないと思う。鶏を例に挙げると国内の多くがウインドウレスの鶏舎で飼われているが、消費者から見ると、そういった環境を保つことにより鳥インフルエンザといった危険が低減され、安定的、計画的に鶏肉、卵が供給されていると思う。生卵が食べられるのは日本の卵だけだと思うし、考え方によってそれぞれメリット、デメリット、ベネフィット、リスクがあると思う。特にこういった生産品は地域性が大きいと思うので、アニマルウェルフェアの考え方についても今回の基準で示し、日本におけるアニマルウェルフェアの一番良い着地点というものを知恵を出し合って考えていければと思った。

(黒田) 国産の優先的調達書きぶりについて。農産物などはすぐに認証取得であればハードルが高いが、それに向けて頑張っている生産者であったり、有機 JAS 認証まではいれないがそのレベルを十分に配慮している農家もいると思う。この項目では「持続可能な農業に取り組む生産者を支援するため」といった書き方にせず、いきなり「国内農産物について」と書き始めてしまうと、今までの話の整合性が取れているのかわかりにくくなってしまうので、書き方については検討してほしいと思う。

(鈴木) 選手は一つひとつの食品を確認することができないので、心の問題かもしれないが選手村では何を食べても安心できるものを、なおかつ実現可能な安全な基準にしてほしい。今のような議論を聞く中ではギャップを感じるので確実に実行できる基準を強く要望する。これは情報提供だが、選手は体が大きくて活動量が多いことから、肉などのたんぱく質源となる食品の摂取量が一般の人に比べ 2 倍くらい必要だと思われるがちである。実際は、同体重の場合、一般の人の適正量の 2 倍も食べてしまえば過剰摂取になってしまう。そういった認識の上で食材を調達すると、持続可能な調達基準に基づいて食材を調達しても、選手が必要ない量を食べることで持続可能性には貢献できなくなってしまう。この 4 年間でそういった認識に対しての教育等を進める状況も作っていかねばいけないと思う。

(青山) 必須項目は確実に調達できるものにしなければいけないと思う。他方、推奨項目にはどのようなものを挙げるのか、考え方を整理しておいた方がよいと思う。「趣旨に沿っていけば挙げる」という考え方もあるが、「趣旨に沿っていてそれなりに調達の見込みがあるものを挙げる」という考え方が現実的ではないかと思う。

(中嶋) 推奨項目について一つ提案したい。山地酪農といった低投入型畜産も持続可能な食材調達という観点から当てはまると思った。こういったものを推奨項目に挙げるかと

いうことについて一言申し上げたい。これまで説明された取組は国民にほとんど知られていない消費者から見ると畜産などは特に見えにくい所にあると思う。その中でこれは素晴らしい取組だと推奨できるものがあれば取り上げていけばよいと思う。そういう意味で有機畜産物、農場 HACCP、エコフィード畜産物は、ぜひ国民の皆さんに知っていただきたいと思うし、山地酪農も知っていただきたいと思う。

(佐藤) 有機畜産物は、えさを有機的に作ることで放牧、放し飼いすることが大きな要件。日本の畜産はえさがほとんど作られていなく、ほとんどが外国産。必ずしも自然循環機能に関わらなくても有機畜産物は作れる。そういう意味で有機畜産物もよいが、併せて低投入型や放牧といった自給飼料中心のシステムを資源循環機能を意識した例として推奨項目に挙げてよいと思った。放牧については草地畜産種子協会が放牧生産の認証システムを作っていて、それで認証されている農家もかなりあると思う。

(八木) 河野委員が言われているように、畜産は地域性や環境によって条件が異なるという点についてはそのとおりで、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針を作る際にもその点は議論した上で作られているということを確認させていただく。また、畜産物の調達基準案について、推奨項目として山地酪農や有機畜産などが候補として挙がっていたが、①から④の点を満たした上でというのが前提の要件になると思うので、推奨項目を挙げるにしても前提となる要件を満たしていることが確認できるような形にしてもらえばと思う。

(東梅) ①から④などの具体的な項目について、例えば②に関して山地酪農が低投入型といった内容が議論で出てきたが、環境保全に配慮した中身などについてはいつまでにもこの場で決めるのか。

(事務局) 畜産物の中身については、農水省で始めようとしている GAP 取得チャレンジシステムに沿ったものにしていこうと思っている。農水省の検討と並行して中身は固めていきたいと思う。

(東梅) この WG で検討するのはこの大きな①から④までの大きな水準か、それとも更に具体的な中身の水準まで文章を検討していくのか。具体的な中身は組織委員会で検討するのか。

(事務局) 細かい中身については組織委員会で検討することになる。まず、基準の本文の中で具体的な内容を細かく書くことは想定していない。他方、①から④までの具体的な中身を問われれば示さないといけないと思う。基準の本文というよりはマニュアルやガイドライン、あるいは参照すべきものを示すといった形で対応することになると思う。

(土井) 推奨と優先の言葉の違いについて、どういう風に理解すればよいか。優先的選択という言葉は今回のドラフトで初めて出てきたと思う。これまでは推奨という言葉は使われていたが、それは優先的に選択という意味で使われてきたと思うので。例えばロンドンのコードを見ると、有機認証があるものに関しては、「LOCOP will seek to

procure products that carry a certification mark related to sustainability..., where they represent value for money and do not compromise other sustainability objectives.」と定められており、つまり、有機認証物品を優先的に選択する。ただし、お金に沿った価値があれば、というような趣旨である。東京五輪の基準はロンドンやリオの基準を下回らないことを最低限確保した上で、それより上のものを付け加えるようにすべきだと言ってきた。今回、有機認証については推奨ではあるが優先的選択ではないと書かれることになったため、これではロンドン基準を下回るのではと感じてしまう。

(事務局) ロンドンより上や下といった意識はしていない。最初は国産も有機も推奨という表現で考えていたが、話の重要度として国産を優先的に選択することが国内の持続可能性を押し進めていくという趣旨やレガシーという観点を含めてより重要が高いということで優先という表現にした。他方で有機や農場 HACCP も重要だが、供給や価格の面を考慮すると、国産とは同列にはならず位置づけは変わってくると考えている。ただし、持続可能性の観点からはよい取組であるので、推していくという意味で推奨と表現し、書き分けている。そういう意味でロンドンより上か下かという観点は入っていない。ロンドンとは農業のスタイルも異なるし単純に比較もできないと考えている。今日委員から色々ご意見があったが、農福連携やトキ米といった日本ならではの取組を入れていくことによって、日本としてのメッセージを発信できる基準になるのではないかと考えている。

(勝野) 土井委員の発言に関連してだが、私もロンドンとリオの基準を見てみた。ロンドンの基準ではベンチマークとアスピレーションという区分けがあり、土台があり、その上にアスピレーションがあるという構造になっている。今回事務局が出した案の「推奨」がアスピレーションに当たると解釈して見ていた。他方、国産というのは土台があって、その上で推奨するものではなく、全体にかかるものだと理解している。リオでは目標3という項目で、できるだけ近い地域から調達しようというルールが全体にかかる形で表現されている。事務局はリオとロンドンの基準の合わせ技で基準案を作成したのではないかと解釈していた。

(黒田) 共通事項でも国産の話は議論されていたと記憶する。国産や東日本大震災の復興支援の寄与といった観点について、調達の審査の際の加点対象にしてはどうかという議論だったと思う。この項目は全体との関係性を見ながら考え、加点、推奨、優先といった言葉を整理していけばよいと思う。

(青山) 個人的な感覚であるが畜産を例にすると、「国産畜産物の優先的選択」と「有機畜産物の推奨」は、書く順番が逆なのではないかと思う。「必須項目としてこういった項目を満たさなければいけない」、「必須ではないが持続可能性の観点から有機畜産物などをなるべく推奨する」という項目があり、こうした必須項目と推奨項目をひっくるめて、それらを満たすものの中で、「輸入品より国産品を優先的に使っていく」という

ような立てつけになると思っている。国産と有機とは視点が違うのではと考えている。

6. 今後の予定について

(事務局) 次回は10月31日の午前9時30分からを予定している。内容としては、労働関係やサプライチェーン管理のヒアリング、苦情処理システムの案の説明などを予定している。また、本日でできなかった水産物の基準の検討を行う予定である。

(秋月) 本日はこれにて閉会とする。